

士別市 予防接種費「償還払い」手続きガイド

やむを得ず市外の医療機関で予防接種を受ける方へ（申請から費用受取までの流れ）

【償還払いとは】

予防接種は原則住民登録のある市町村で受けますが、市外で接種する場合は費用を一旦全額自己負担し、後から士別市へ請求することで助成相当額の払い戻し（償還払い）を受ける制度です。

【重要】手続きで特に注意する 2 つの期限

- ① 事前申請の期限：接種希望日の 10 日前までに保健福祉センターへ申請が必要です。
- ② 償還請求の期限：接種日から 3 か月以内に請求手続きを完了してください。

◆ 手続きの全体フロー（4 つのステップ）

Step1 「予防接種実施依頼書交付申請書」の提出（接種希望日の 10 日前まで）

- 希望する医療機関で予防接種を実施しているか事前に確認してください。
- 必要事項を記入し、接種希望日の 10 日前までに
士別市保健福祉センターへ提出してください。（オンライン申請・郵送）
- 申請に必要な情報：医療機関名、依頼期間、滞在先、請求書の送付先など

オンライン申請
こちらから



Step2 「予防接種実施依頼書」などの書類の受取

- 申請内容の確認後、士別市から医療機関へ「予防接種実施依頼書」を直接送付します。
 - 申請者へ「依頼書の写し」「予診票」「予防接種費償還払請求書」が届きます。
- ※予診票は士別市送付のもの、または医療機関のものどちらでも使用可能です。

Step3 医療機関の予約・予防接種の実施

- 「依頼書の写し」等が届いたら、医療機関を予約して予防接種を受けてください。
- 接種完了後、医療機関の窓口で費用を一旦全額お支払いください。

Step4 「予防接種償還払請求書」の提出（接種後 3 か月以内）

- 「予防接種費償還払請求書」に記入し、「予診票の写し」と「領収書（原本）」を添付して接種日から 3 か月以内に保健福祉センターへ提出してください。（郵送可）
※領収書にワクチン名の記載がない場合は、ワクチン名記載の明細書も添付してください。
- 内容確認後、助成額に相当する費用が指定口座へ振り込まれます。

【書類提出先・問合せ窓口】

士別市保健福祉センター

〒095-0048 北海道士別市東 11 条 5 丁目 3029 番地 1

TEL: 0165-22-2400（郵送提出可）